

太田市請負優良工事等表彰基準

(趣旨)

第1条 この基準は、太田市請負優良工事等表彰要綱（平成17年3月28日太田市制定）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象の除外)

第2条 次のいずれかに該当するときは、表彰の対象から除外するものとする。

(1) 優良工事表彰

ア 工事年度の初日から表彰日までに太田市契約規則（平成17年太田市規則第75号）第26条により違約金を徴収されたものが施工した工事

イ 工事年度の初日から表彰日までに太田市入札参加資格停止処分を受けたものが施工した工事

ウ 工事年度において、工事に対する誠実度に欠ける（始末書等の提出）と判断されたものが施工した工事

エ 工事年度において、工事成績の評価が、D（評点が65点未満）以下と評価された工事が2回以上あるとき。

(2) 特別表彰

ア 前号アからウまでのいずれかに該当するとき。

イ 過去5年間において工事成績の平均評点（少数点以下第2位を切り捨て）が全工事評点の平均点（少数点以下第2位を切り捨て）未満であるとき。

ウ 過去5年間において工事成績の評価が、D（評点が65点未満）以下と評価された工事があるとき。

(特例措置)

第3条 太田市入札審査委員会（以下「委員会」という。）において特に表彰するに値すると認めたものは、前項の規定にかかわらず、表彰の対象とする。また、委員会が不相当と認めた場合は、表彰の対象外とする。

(その他)

第4条 この基準の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この基準は、平成17年 3月28日から施行する。

この基準は、平成20年 8月1日から施行する。

この基準は、平成22年 4月1日から施行する。

この基準は、平成25年 4月1日から施行する。

この基準は、平成28年 4月1日から施行する。

この基準は、令和2年 7月1日から施行する。